

運営に関する基準

1 身体的拘束等の適正化

事例

- ✓ 身体的拘束等を行った際の記録が、診療録に記載されていない。
- ✓ 身体的拘束等を行うにあたり、緊急やむを得ない場合か否か（切迫性、非代替性、一時性）について確認を行った経過が確認できない。

指導・ポイント

- 身体的拘束等を行った際の記録は、必ず医師が診療録へ記載すること。
- 身体的拘束等の実施に当たっては、切迫性・非代替性・一時性を十分に検討し、検討内容の記録を残すこと。
- 身体的拘束等に頼らないケアを追求すること。身体的拘束等適正化に関する研修を開催し、施設全体として身体的拘束等適正化のための取組を実施すること。

基準

【居宅基準省令第146条第4項、第5項】

- 4 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 5 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の当該利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

【居宅基準省令解釈通知 第3の九の2(2)②】

②〔前略〕なお、当該記録は主治医が診療録に行わなければならないものとする。

【身体拘束ゼロへの手引き(2001.3 厚生労働省発行) P22】

「緊急やむを得ない場合」の対応とは、〔中略〕「一時的に発生する突発事態」のみに限定される。当然のことながら、安易に「緊急やむを得ない」ものとして身体拘束を行うことのないよう、次の要件・手続に沿って慎重な判断を行うことが求められる。

〔中略〕

以下の3つの要件をすべて満たす状態であることを「身体拘束廃止委員会」等のチームで検討、確認し記録しておく。

切迫性 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

介護報酬

1 送迎加算

事例

- ✓ 送迎を行った際の記録がない。

指導・ポイント

- 加算の算定に当たっては、必ず送迎記録を残すこと。

基準

【居宅報酬告示 別表の9イ注12、ロ注10、ハ注9、ニ注5、ホ注9】

利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。